

転入者の皆さまへ

転入者向けガイドブック



TOYAKO マンガ・アニメフェスタ 2012

洞爺湖町へようこそ！

このガイドブックは、洞爺湖町に転入されてきた皆さんに、洞爺湖町の概要について知っていただくために作成したものです。

広報「とうや湖」

毎月10日に発行し、生活に必要な情報を中心に、まちの話題、催し物のお知らせなどをより分かりやすくなるようお知らせしています。各自治会のご協力をいただき、皆さんの家庭に配布されています。

洞爺湖町ホームページ

町の政策、暮らし、福祉等の案内、イベント情報も。

<http://www.town.toyako.hokkaido.jp/>



洞爺湖町役場代表電話

☎ 76-2121

転入された皆さまへ

ようこそ、洞爺湖町へ

転入に伴い、いろいろな手続きが必要になります。
主なものをまとめましたので、参考に手続き等をして下さい。

届出の種類	手続き方法	担当	TEL
戸籍謄抄本・住民票の写 印鑑証明書・転入転出届	各窓口へ申請（届出）をして下さい。 窓口で本人確認のための身分証明書 が必要となりますので、ご持参下 さい。	住民課 (住民・戸籍年金グループ)	74-3002
		洞爺総合支所	82-5111
		洞爺湖温泉支所	75-2281
国民健康保険の加入及び 国民年金加入・住所変更 年金受給者の住所変更	印鑑・年金手帳、年金証書を持参の うえ手続きをして下さい。	住民課 (国保医療グループ)	74-3002
		洞爺総合支所	82-5111
		洞爺湖温泉支所	75-2281
乳幼児医療 ひとり親医療 重度心身障害者医療 後期高齢者医療	印鑑・健康保険証・課税証明書を持 参のうえ手続きをして下さい。	住民課 (国保医療グループ)	74-3002
		洞爺総合支所	82-5111
		洞爺湖温泉支所	75-2281
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 身障手帳の住所変更	新たに認定請求又は住所変更の手続 きが必要となります。 手当てにより提出していただく書類 が異なりますのでご相談下さい。	健康福祉課 (福祉・高齢者グループ)	74-3001
		洞爺総合支所	82-5111
		洞爺湖温泉支所	75-2281
介護保険	要介護認定を受けている方は、受給 資格証明書・印鑑を持参して手続 きをして下さい。	健康福祉課 (介護保険グループ)	74-3001
		洞爺総合支所	82-5111
転校の手続き	在学証明書・教科書・給与証明書を お持ち下さい。	教育委員会管理課 (保育・学校教育グループ)	74-3009
保育所への入所手続き	子どもを保育所に入所させたい時は ご相談下さい。	教育委員会管理課 (保育・高校教育グループ)	
幼稚園への申込み	直接とうやこ幼稚園へお申込み下 さい。	とうやこ幼稚園	76-4500
学童保育の手続き	対象児童 ～ 小学校低学年児童で、 保護者が就労等により放課後家庭が 留守になり児童だけになる家庭。	教育委員会社会教育課 (社会教育グループ)	74-3010
高齢者福祉証	70 歳以上の方が対象となります。 印鑑、写真（縦 3cm・横 2.5cm） を持参のうえ手続きをして下さい。 高齢者福祉バス助成事業、高齢者入 浴助成事業のサービスを受けるた めに必要となります。	健康福祉課 (福祉・高齢者グループ)	74-3001
		洞爺総合支所	82-5111
		洞爺湖温泉支所	75-2281

届出の種類	手続き方法	担当	TEL
妊婦の転入	母子手帳を持参して、妊婦一般健康 診査受診票の交付を受けて下さい。	健康福祉センター 「さわやか」 健康福祉センターグループ	76-4006
乳幼児の転入	乳児健診、予防接種についてのアン ケートのご協力をいただいております。 アンケート用紙については、住民課 窓口に備え付けております。		
精神障害者手帳 自立支援医療受給者証	住所変更の手続きが必要となります。 印鑑・手帳は受給者証を持参のうえ 手続きをして下さい。		
水道を使用する方	開栓及び開始の連絡をお願いいたし ます。（電話連絡可）	上下水道課 （管理・営業グループ）	74-3008
ゴミの分別収集	別途配付のごみ分別辞典を参照して 下さい。	環境課 （環境推進グループ）	74-3006
し尿汲み取りの申込み	申込み先は右記へお願いします。 本町・花和地区の方	住民課	74-3002
	洞爺地区の方	洞爺総合支所	82-5111
	月浦・洞爺湖温泉地区の方	洞爺湖温泉支所	75-2281

便利に暮らす

○交通

- ・道南バス（株）洞爺営業所 電話 75-2351
郊外路線バスが運行されています。
洞爺駅前一洞爺湖温泉
室蘭港一壮瞥経由・有珠経由一洞爺湖温泉
伊達駅前一壮瞥経由・
札幌一定山溪一洞爺湖温泉
- ・洞爺ハイヤー 電話 75-2266
- ・道南ハイヤー 電話 75-2277

○洞爺湖町内巡回バス（高齢者の方、一般の方）

- ・公共施設の利用や買い物、入浴、通院などに利用できます。
洞爺駅～協会病院～入江～洞爺駅

○高齢者福祉バス助成事業

- ・洞爺湖町に住民登録をしている満 70 歳以上の高齢者を対象に、路線バス・巡回バス等を無料で利用できる制度です。
この制度を利用する場合は、「高齢者福祉証」が必要となります。

問合せ先 健康福祉課 74-3001

○入浴

- ・高齢者入浴助成事業（満 70 歳以上）
1 回につき 1 5 0 円で公衆浴場及びホテル・旅館の入浴施設を利用できます。
- ・一般入浴事業
洞爺湖町に在住の方は、公衆浴場及びホテル・旅館の浴場を大人 4 2 0 円で利用できます。
いずれも、役場（健康福祉課）または、各支所窓口で入浴券の購入が必要です。

洞爺湖町の概要

北海道南部に位置し、平成 18 年 3 月 27 日に虻田町と洞爺村が合併し、「洞爺湖町」として生まれ変わりました。

東には伊達市、壮瞥町、北は豊浦町に接し、湖（洞爺湖）と山（有珠山）と海（噴火湾）に囲まれた自然豊かな町です。

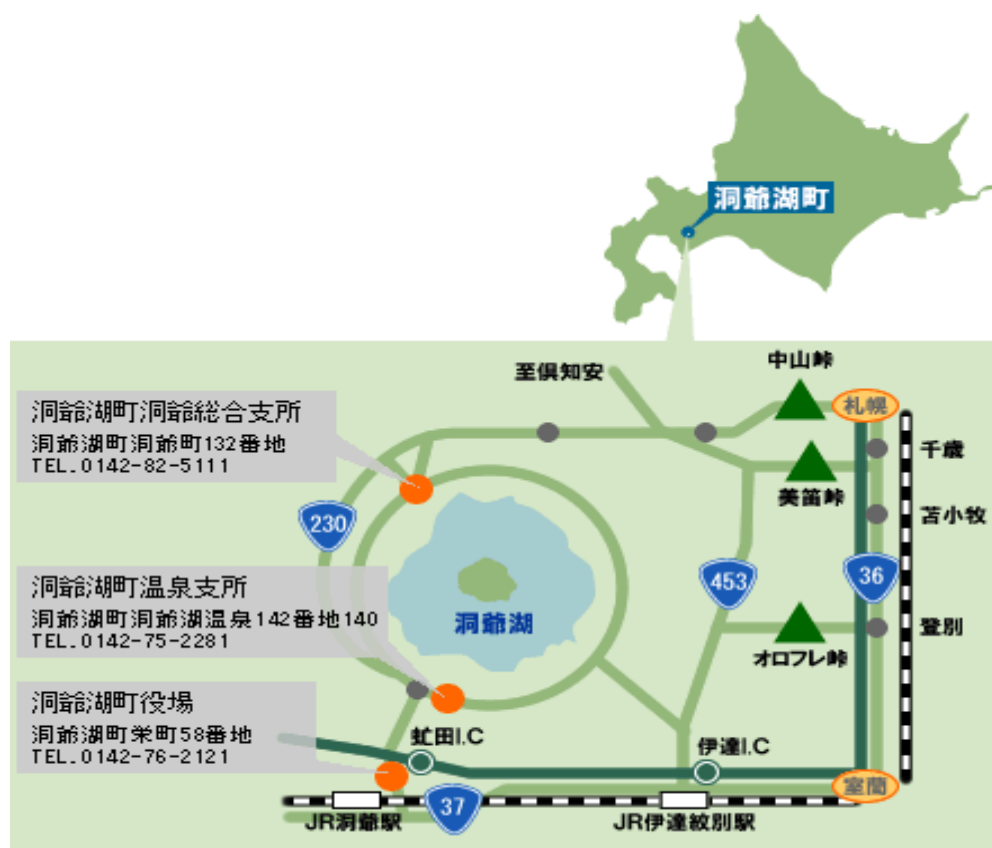
洞爺湖町を中心とする地域は本道においても、もっとも気候温暖な地方で、交通の便もよく観光景観に恵まれていることから北海道有数の観光地となっています。

北海道南西部「支笏湖洞爺国立公園」区域にあり、総面積は 181 平方キロメートルあります。

下台地が洞爺湖の美しい水面に向かって南傾斜し、北の高台地は羊蹄山麓に続いています。

内浦湾の影響を受け春がやや不順ですが、晩秋は良好。盛夏時には、札幌などと類似した大陸型の様相となります。

洞爺湖によって適度な湿度が供給され、農業に適した気候条件です。



交通アクセス

洞爺湖町役場

JR 札幌から特急で約 1 時間 40 分
函館から特急で約 1 時間 40 分
車 札幌から（中山峠経由）105km

洞爺湖町洞爺総合支所

JR 洞爺駅より車で 25 分
バス 札幌から 2 時間 20 分
車 札幌から（中山峠経由）85km

町章・町民憲章・町の木、町の花、姉妹都市

町 章



洞爺湖町の「と」の字をモチーフに「恵の洞爺湖」と「澄みきった大空」を図案化しました。雄大な風景をデザインに取り入れ、新町の「元気」を表現しました。

洞爺湖町民憲章 平成19年7月1日制定

わたしたちは、美しい洞爺湖、みのり多き大地、さち豊かな内浦湾にいだかれた洞爺湖町の町民です。

恵まれた環境と先人の偉業を受けつぎ、洞爺湖町民としての誇りをもち、豊かで美しくしあわせな未来を築きます。

- 豊かな自然と郷土を愛し 美しいまちをつくります
- 地域に根ざした産業を生み育て 活力あるまちをつくります
- 人々が輝き交流と文化が香る 生涯学習のまちをつくります
- 健やかな心と体を育て 生きがいのあるまちをつくります
- 人権を大切にし 安全で平和なまちをつくります

町の木 平成19年7月1日指定



「さくら」



「ななかまど」



「すみれ」



「つつじ」

町の花 平成19年7月1日指定

姉妹都市 神奈川県 箱根町 平成18年6月26日提携

旧虻田町と箱根町の間において昭和39年7月に姉妹都市提携し、交流を続けてきましたが、町村合併に伴い、改めて洞爺湖町として提携しました。

友好都市 香川県 三豊市 平成19年7月 1日提携

旧洞爺村と旧財田町の間において昭和50年4月に姉妹都市提携し、交流を続けてきましたが、両町村の市町村合併に伴い、改めて洞爺湖町と三豊市として提携しました。

友好湖 中国安徽省・太平湖 平成21年7月14日協定締結

国家湿地公园など複数の国家レベルの称号を誇る景勝地、中国安徽省・太平湖が洞爺湖と「友好湖」関係の協定を締結しました。

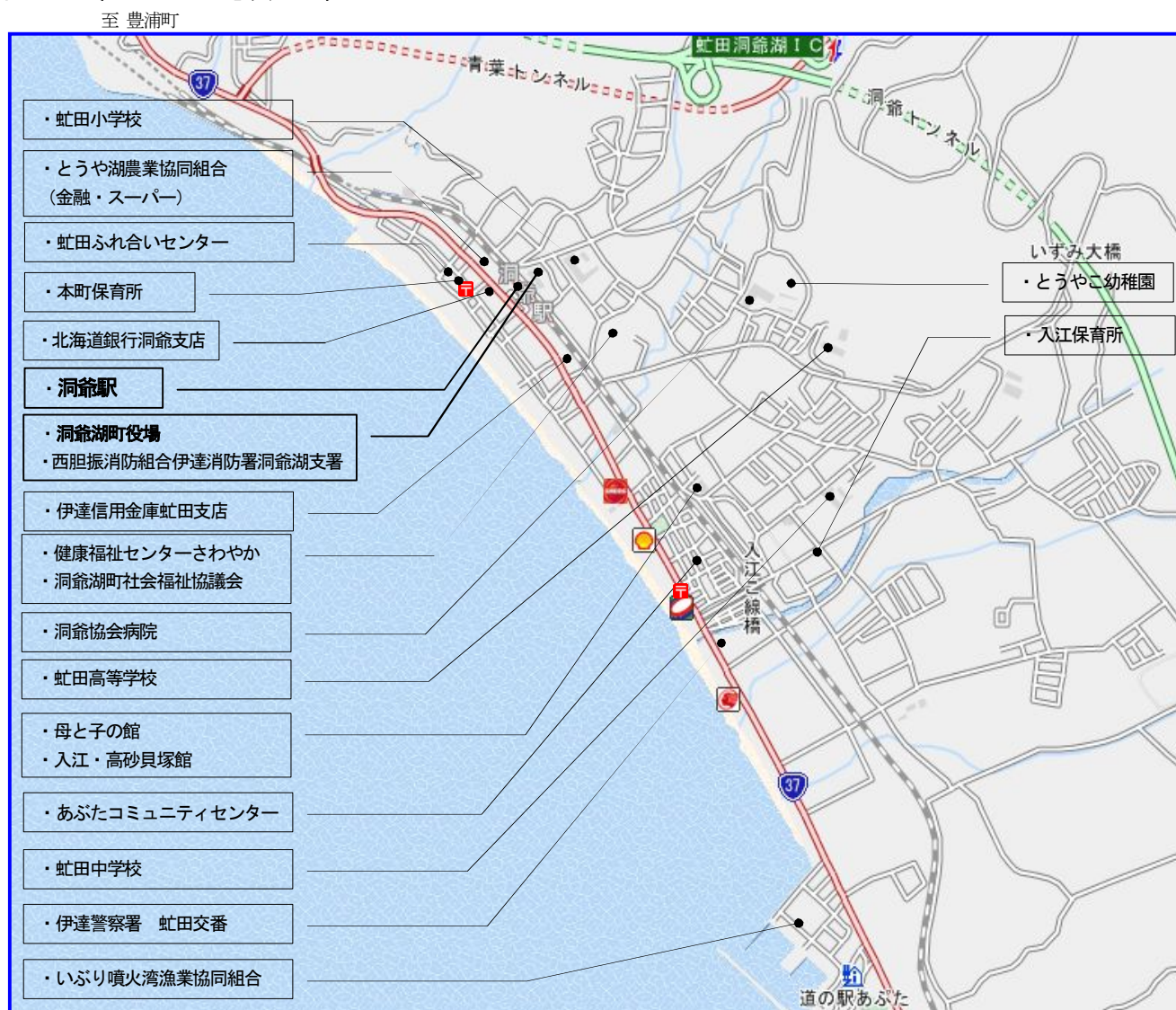
双方は、景勝地管理の経験交流や人員の相互研修、環境や農業面の交流などを行います。

太平湖は、黄山、九華山とともに「両山一湖」と呼ばれる安徽省の代表的な景勝地の1つ。
「高山峡谷型」の湖で湖面面積は88.6平方キロメートル。
周囲を緑の山と、湖に浮かぶ大小の島の美しい景観で知られる。

洞爺湖町の地域図



別図A(虻田地区詳細図)



別図 B (洞爺地区詳細図)



別図 C (洞爺湖温泉地区詳細図)



洞爺湖町の将来像

洞爺湖町のまちづくり指針として、「洞爺湖町まちづくり総合計画」（平成 19 年 3 月策定）では、当町のもつ地域特性を最大限に活用しながら、住民一人ひとりが幸せを実感し、望まれて次代まで住み継がれるまちをめざしていくため、総合計画における将来都市像を

「湖^う海^みと火山と緑の大地が結びあい元気をつくる交流のまち」

と定め、その実現に向けたまちづくりを進めます。

○交流・連携による活力づくり

地域の産業が活力にあふれることは、この地域が発展し続けるために極めて重要です。

当町の大きな財産である「豊かな自然」を活用し、多くの人々が集い交流する観光地づくり、観光との連携・融合による農水産業など産業の活性化を柱とした活力あふれるまち、さらには、住民同士のふれ合いや学び合い、こころの結びつきを大切に育むことのできる活力に満ちたまちをめざします。

○安全・健康・環境を重視した暮らしづくり

一人ひとりが生涯にわたって健やかに暮らしていくことは、だれもが持っている願いです。このことから、住民一人ひとりの命と暮らしを大切にしたい災害に強い安全なまちづくりや環境との共生を重視した循環型のまちづくりを進め、だれもが健康で安心して暮らせるまちをめざします。

○協働・自立のまちづくり

まちづくりは常に住民に向かってなされなければなりません。住民一人ひとりの意見や声を大切にしながら、さらには住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働のまちづくり」を進めることにより、地方分権時代にあって自律・自立したまちをめざします。

町の宣言

環 境 宣 言 （平成20年1月16日宣言）

私たちの住む洞爺湖町は、洞爺湖と有珠山そして内浦湾に囲まれ、さらに秀峰羊蹄を望む、緑豊かな大地と景観あふれる町である。

この自然の恵みは、この地域に住む私たちの生きる源であるとともに、広く国民と共有するものであり、次の世代へと引き継ぐべき大切な資源である。

今日、地球の自然環境は変化を余儀なくされている。地球温暖化、オゾン層や森林の破壊、絶滅の危機に瀕する野生生物の増加など地球規模で自然環境が損なわれていることが、後世に大きな影響をあたえることになる。

私たちは、自然と調和し健康で快適な生活を営む権利を有するとともに、この権利を子々孫々に引き渡す義務を負っている。

ここ洞爺湖町にあっても、町民、事業者、自治体が協力しあい、生活や事業活動を見直し、自然保護や環境の保全、節約やリサイクルなどを推進し、環境にやさしい地域づくりをすることが求められている。

ここに洞爺湖町は、自然環境を守り育てる取り組みを積極的に推し進め、健全で持続可能な地域社会を構築することを宣言する。

洞爺湖町非核平和の町宣言 （平成20年3月19日宣言）

戦争ほど悲惨なものはなく、また、平和ほど尊いものはない。

永遠の平和を実現することは、世界共通の願いである。

とりわけ核兵器を廃絶し、核戦争の恐れのない世界を構築することは、ただ一つの被爆国日本の崇高なる使命である。

また、日本国憲法の平和主義の原則にもとづき、美しく豊かな郷土の自然を守り、平和な未来を子供たちに引継ぐことは、私たちに課せられた責務である。

2008年北海道洞爺湖サミットの開催年を迎えるにあたり、私たちは、核兵器を「持たず・つくらず・持ち込ませず」の非核三原則を守り、恒久平和の実現を願って、ここに「洞爺湖町非核平和の町宣言」をするものである。

交通安全の町宣言 (平成 21 年 8 月 1 日宣言)

交通事故のない社会の実現は、私たち洞爺湖町民の願いです。

この願いを一瞬にして奪い、平穏な暮らしを破壊する悲惨な交通事故をなくすことは、重要かつ緊急の課題です。

交通事故をなくすためには、町民一人ひとりが交通ルールを守ること、交通安全を常に心がけること、思いやりのある交通マナーを実践するとともに交通環境の改善を図ることが必要です。

私たち、町民は、「交通安全に心がけ交通事故のない安全で安心して住みよい町」をめざし、“事故ゼロへの誓いをこめて”ここに洞爺湖町は「交通安全の町」を宣言します。

暴力追放・防犯の町宣言 (平成 21 年 8 月 1 日宣言)

犯罪を防止して、暴力のない、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現は、洞爺湖町民が永遠に念願するところです。

しかしながら、近年のめまぐるしい社会情勢の変化に伴い、犯罪は巧妙かつ悪質化し、また、暴力は一向に減少する傾向が見られません。

平穏な日常生活と安全を守るため、町民総ぐるみで防犯思想の普及、高揚を図るとともに暴力行為を認めない地域づくりに努め、すべての犯罪・暴力行為を排除していかなければなりません。

このため、町では、あらゆる関係機関、団体と連携を図り、町民一人ひとりの協力と実践により「犯罪を防止して、暴力のない平和で明るく住みやすい町」をめざし、ここに洞爺湖町は「暴力追放・防犯の町」を宣言します。

役場の業務内容

●庁舎のご案内

開庁・閉庁時間	閉 庁 日
午前8時45分（開庁時間） 午後5時30分（閉庁時間）	土曜日、日曜日及び祝日 12月31日から翌年の1月5日

郵便番号：049-5692

住 所：虻田郡洞爺湖町栄町58番地

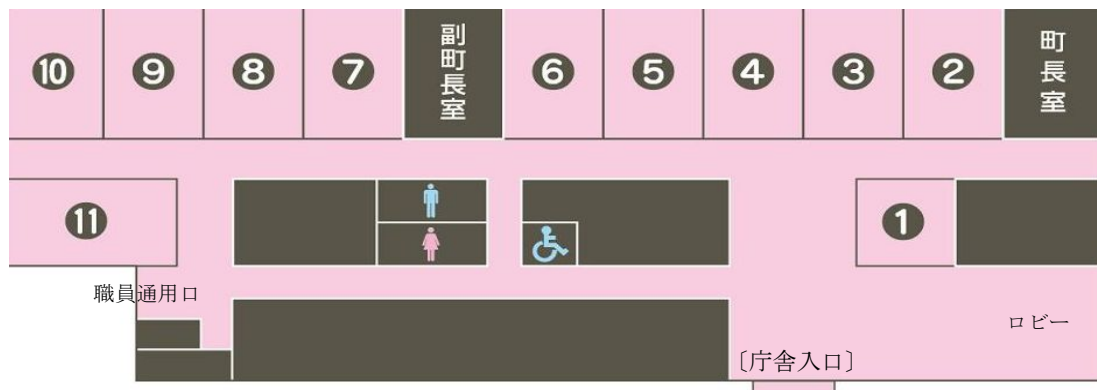
T E L：76-2121（代表）

各課直通電話番号（ダイヤルイン）があります。

F A X：74-2121

U R L <http://www.town.toyako.hokkaido.jp>

洞爺湖町役場課配置図（2F）



※配置図の番号と課の番号は同じです。

庁舎2階 各課直通番号（ダイヤルイン）

① 会 計 課 (74-3014) 現金の出納 指定金融機関	⑦ 産業振興課 (74-3005) 漁業振興 漁港整備 商工業振興 中小企業対策 雇用促進 地域振興 移住定住 農業関係窓口
② 企画防災課 (74-3004) まちづくり総合計画 行財政改革 地域公共交通 地上デジタル 陳情 防災 災害対策 広報 統計	⑧ 環 境 課 (74-3006) 町道・河川・公園の維持管理 環境・公害対策 ごみ収集事業 リサイクル 畜犬登録・狂犬病予防 除雪
③ 総 務 課 (74-3000) 表彰 秘書業務 法規 人事 給与 ホームページ 情報公開 個人情報保護 公有財産管理	⑨ 上下水道課 (74-3008) 水道の料金・施設整備 下水道の料金・施設整備
④ 健康福祉課 (74-3001) 高齢者福祉 障害者福祉 児童福祉 母子・父子福祉 日赤分区 介護保険 生活保護申請・支給 各種手当申請 各種援護資金申請 入浴券発行	⑩ 建 設 課 (74-3007) 町道・普通河川等の整備・占用 都市計画 都市公園等の整備・占用 建築 町営住宅
⑤ 住 民 課 (74-3002) 出生 死亡 婚姻届 転入・転出届 戸籍証明・印鑑証明 外国人登録 住民票発行 集会所の申込 国民年金 国民健康保険 後期高齢者医療 医療費の助成 交通安全・防犯・墓地 し尿処理の申込み	⑪ ジオパーク推進課 (74-3015) 洞爺湖有珠山ジオパークの推進
⑥ 税務財政課 (74-3003) 町民税・固定資産税の課税及び徴収 納税相談 予算編成・執行 町債 経理事務	代表電話 0142-76-2121 FAX 0142-74-2121 FAX 0142-76-4727

※代表電話がかかりづらい場合がありますので各課直通電話（ダイヤルイン）をご利用下さい。

■教育委員会

管 理 課 TEL 74-3009 FAX 76-3216 学校教育（小・中学校・洞爺高校） 保育所 教育委員会庶務	社会教育課 TEL 74-3010 FAX 76-3216 社会教育 学童保育 スポーツ振興 文化振興 史跡文化財の保護管理 社会教育施設・体育施設 の管理運営
--	---

■議会

議会事務局 TEL 74-3011 FAX 74-3016 議会運営 監査事務
--

洞爺湖温泉支所 TEL 75-2281 FAX 75-4704 住民票・戸籍・印鑑証明の発行 入浴券発行 使用料等の納入等 施設の維持 環境整備等	観光振興課 TEL 75-4400 FAX 75-4704 観光振興・宣伝 国立公園・自然公園 泉源確 保 姉妹都市 洞爺湖マラソン 北海道ツー デーマーチ 観光施設の管理・運営
---	--

洞爺総合支所 庶務課 TEL 82-5111 FAX 87-2928 住民票・戸籍・印鑑証明等の窓口業務全般 税務関連の受付・相談 収納事務等 国民年金 各種医療関係 国民健康保険・介護保険の受付 等 道路・河川等の維持管理 公営住宅の維持 管理	洞爺総合支所 農業振興課 TEL 82-5111 FAX 87-2928 農林・畜産 森林・鳥獣保護 有害鳥獣駆除 保安林 治山 土地改良試験研究 技術指導 試験ほ場運営 エゾシカ対策 箱わなの貸出
--	--

健康福祉センター さわやか TEL 76-4006 FAX 76-1877 保健衛生 健康管理及び母子保健	地域包括支援センター TEL 76-4822 FAX 76-1877 総合相談 権利擁護 介護予防
--	--

虻田給食センター TEL 76-2672 FAX 76-2672 給食の調理及び運搬 給食献立作成 給食物資 の調達及び保管 給食費の収納 施設維持管理	洞爺給食センター TEL 82-5563 FAX 82-5563 給食の調理及び運搬 給食献立作成 給食物資 の調達及び保管 給食費の収納 施設維持管理
--	--

■その他行政委員会（洞爺総合支所）（教育委員会を除く）

農業委員会 事務局 TEL 82-5111 農地法による許認可、証明等 総合支所産業建設課においても同上窓口業務を行います。	監査委員 事務局（議会事務局） TEL 74-3011 監査・検査の実施及び報告等
選挙管理委員会 事務局（総務課） TEL 74-3000 選挙の管理・執行、啓発等	固定資産評価審査委員会 事務局（総務課） TEL 74-3000 審査申出等の審査等